

茨城中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領

1 趣旨

令和2年度より、茨城県の関係機関を構成員として、県内の就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「茨城就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下、「茨城PF」という。）を設置し、令和6年度までの約5年間の集中支援に取り組んできた。

今般、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）を踏まえ、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下、「中高年世代」という。）を対象を拡大することに伴い、茨城PFを「茨城中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下、「茨城協議会」という。）と名称を改めることとし、茨城県の関係機関を構成員として、県内の中高年世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する茨城協議会を設置する。

2 構成員

茨城協議会の構成員については、別表に掲げる機関・団体で構成する。
なお、必要に応じ、他の関係機関等からのヒアリングを行う。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

(1) 行政側

①茨城労働局（職業安定部）

- ・茨城協議会とりまとめ事務局（主担当）
- ・中高年世代活躍応援プロジェクトに係る事業実施計画（以下「事業計画」という。）の策定とりまとめ（主担当）
- ・実施事業の進捗管理（主担当）
- ・各種支援策の周知、広報、実施

②茨城県（産業戦略部）

- ・茨城協議会とりまとめ事務局（副担当）
- ・事業計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・実施事業の進捗管理（副担当）
- ・各種支援策の周知、広報、実施

③茨城県（福祉部）

- ・管内の市町村プラットフォームの設置・運営に関する市町村との連絡調整

- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
 - ・ 管内の地方孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置・運営に関する市町村との連絡調整
 - ・ 孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
 - ・ 各種支援策の周知、広報
- ④市町村（茨城県市長会、茨城県町村会）
- ・ 茨城協議会とりまとめ事務局への政策提案
 - ・ 各種支援策の周知、広報
- ⑤就労等支援機関（ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部、いばらき就職支援センター、地域若者サポートステーション等）
- ・ 専門窓口・専門チーム等による就職支援
 - ・ 企業説明会・面接会の開催
 - ・ 企業に対する処遇改善の働きかけ、専用求人の確保
 - ・ 職業訓練の実施
 - ・ 職業的自立に向けた支援
 - ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援
 - ・ 茨城協議会とりまとめ事務局への政策提案
 - ・ 各種支援策の周知、広報
- ⑥地方関係機関（経済産業省関東経済産業局、国土交通省関東地方整備局）
- ・ 関係業界、団体への協力要請
- (2) 経済団体、労働団体、業界団体
- ・ 中高年世代を対象に求人募集や、正社員化を含む、処遇改善等の企業への働きかけ
 - ・ 各種支援策の周知、広報
 - ・ 茨城協議会とりまとめ事務局への政策提案

4 取組事項

次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(i 取組事項)

(1) 気運醸成及び行政支援策の周知

不安定な就労状態等にある中高年世代の活躍を支援できるよう県内の気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境を作る。

また、中高年世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図

る。

(2) 支援対象者の把握

地域ごとに支援対象となる以下の3種類の者に係る実態やニーズの把握について、その手法等を検討する。

なお、①、②の対象者数については、厚生労働省より示された「都道府県別・中高年世代活躍支援プログラム対象者数推計表」を参考にすることとする。

①不安定な就労状態にある者

- ・正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている者
- ・前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

②長期にわたり無業の状態にある者

- ・非労働力人口のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者

③社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）

- ・ひきこもりの状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要とする者

(3) 目標、K P I（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

①上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定するとともに、K P I（当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定する。

②目標を達成するため、事業計画を策定する。

③事業計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

なお、詳細については厚生労働省より示された参考値等を踏まえて策定することとする。

(ii) 茨城協議会の会議運営について

(1) 茨城協議会に座長を置き、茨城労働局職業安定部長をもって充てる。

(2) 4(i)の協議を行うため、原則年1回以上協議の場を設けることとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

5 秘密の保持

茨城協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則 この要領は令和7年7月29日より施行する。

茨城中高年代活躍応援プロジェクト協議会構成団体

区分	構成機関・団体名
経済団体	一般社団法人 茨城県経営者協会
	茨城県商工会議所連合会
	茨城県商工会連合会
	茨城県中小企業団体中央会
労働団体	日本労働組合総連合会茨城県連合会
業界団体	一般社団法人 茨城県建設業協会
	一般社団法人 茨城県トラック協会
	一般社団法人 茨城県警備業協会
支援機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部
	社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
	茨城県ひきこもり相談支援センター
	いばらき若者サポートステーション
	いばらき県西若者サポートステーション
	いばらき県南若者サポートステーション
市町村	茨城県市長会
	茨城県町村会
行政機関	経済産業省 関東経済産業局
	国土交通省 関東地方整備局
	茨城県 産業戦略部
	茨城県 福祉部
	茨城労働局